

■ 基本的な考え方

高齢者、障がい者等の誰もが建築物を円滑に利用できるように、建築物の敷地が接する道等から利用居室までの経路までの段差を解消し、通行しやすい幅や勾配を確保した経路(移動等円滑化経路)とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

○道等から利用居室(利用居室が劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。)までの経路等、それぞれ1以上について適用する。

内 容		関連条項	対象規模
移動等円滑化経路	①(1)～(4)のそれぞれの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路としているか (1)道等から利用居室までの経路(利用居室が劇場等の客席である場合は、車椅子使用者経路を含む。以下同じ) (2)利用居室(利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房までの経路 (3)車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室が設けられていないときは、道等)までの経路 (4)公共用歩廊の場合で、一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路	令 19-1	別表第 1 (その他基準)
	【増築等の場合】(1)～(3)のそれぞれの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路としているか (1)道等から増築等の部分にある利用居室までの経路 (2)増築等の部分にある利用居室(利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房までの経路 (3)車椅子使用者用駐車施設から増築等の部分にある利用居室(利用居室が設けられていないときは、道等)までの経路	令 23-1 条 22-1	
	②移動等円滑化経路に階段又は段を設けていないか (ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)	令 19-2-1	
	【(1)～(3)のいずれかに該当する場合は②の規定を免除】	図 3	
	(1)床面積の合計が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の用途変更を行う場合(垂直方向(他の階へ移動するための EV 等)の移動に限り免除)	条 14-1-1 ただし書き	
	(2)床面積の合計が 200 m ² 未満の用途変更を行う場合	条 14-1-2 ただし書き	
	(3)床面積の合計が 500 m ² 未満の新築等※に該当し、以下のア～ウを全て地上階で行う場合(垂直方向(他の階へ移動するための EV 等)の移動に限り免除)	条 19-1 ただし書き	
	ア 直上下階の利用居室のサービスを提供		
	イ 車椅子使用者用便房を設置		
	ウ 車椅子使用者用駐車施設を設置		

※新築等…新築または増築、改築、用途変更を示します。

■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

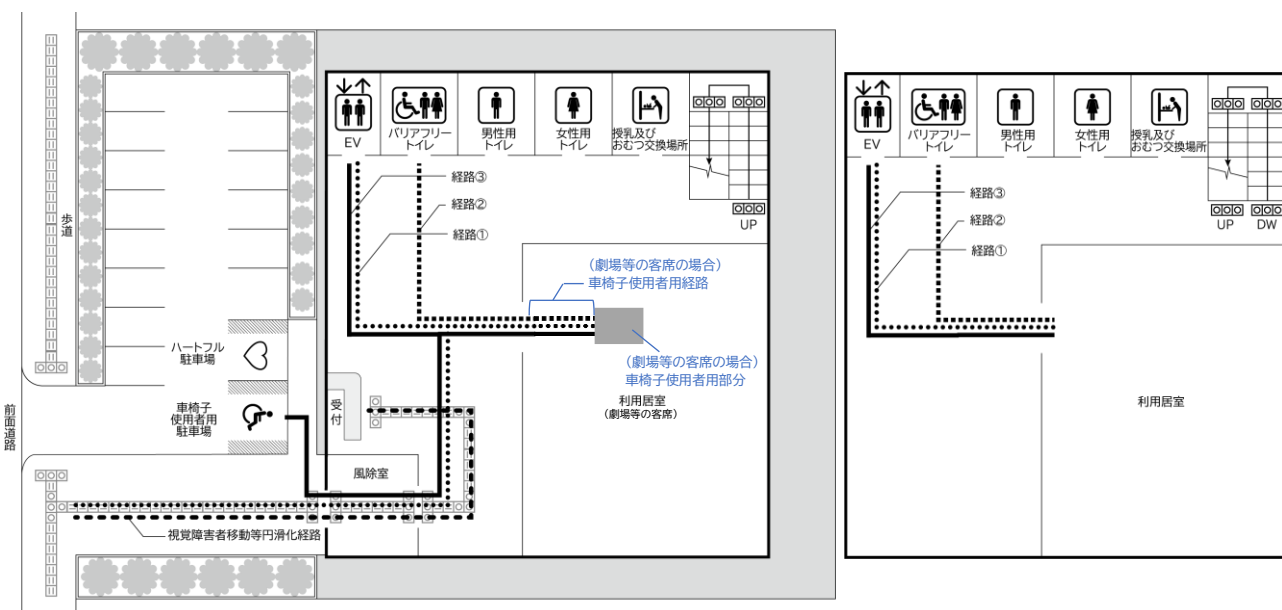
項目	解 説	参照条文等												
① 移動等円滑化経路	●①(1)～(4)までの経路(【増築等の場合】(1)～(3))のうち、それぞれ 1 以上を、高齢者、障害者等が建築物を円滑に利用することができるように、移動等円滑化経路とする。 ●移動等円滑化経路上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビーム、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、法、施行令、条例に基づく移動等円滑化経路の整備基準に適合させる。 (整備基準の該当項目) <table><tr><td>02</td><td>出入口に関する整備基準</td></tr><tr><td>03</td><td>廊下等に関する整備基準</td></tr><tr><td>05</td><td>傾斜路等に関する整備基準</td></tr><tr><td>07</td><td>特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準</td></tr><tr><td>11</td><td>敷地内通路の基準</td></tr><tr><td>19</td><td>劇場等の客席に関する整備基準</td></tr></table>	02	出入口に関する整備基準	03	廊下等に関する整備基準	05	傾斜路等に関する整備基準	07	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準	11	敷地内通路の基準	19	劇場等の客席に関する整備基準	令 19-1 【図1～3】
02	出入口に関する整備基準													
03	廊下等に関する整備基準													
05	傾斜路等に関する整備基準													
07	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準													
11	敷地内通路の基準													
19	劇場等の客席に関する整備基準													
(1) 利用居室までの経路	●道等から利用居室までの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路として整備する。 ※「道等」は道又は公園、広場その他の空地をいう。 ※「利用居室」は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室をいう。(利用居室が劇場等の客席である場合は、車椅子使用者用経路を含む。以下同じ) ●共同住宅に設ける集会室等は、利用居室となるため、移動等円滑化経路の整備が必要である。集会室等を設けない場合であっても一定規模以上のものは、各住戸までの経路を準移動等円滑化経路として整備する。(参照:16 準移動等円滑化経路)	【図 2】												
(2) 車椅子使用者用便房までの経路	●利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は、そのうち 1 以上を移動等円滑化経路として整備する。													
(3) 車椅子使用者用駐車場までの経路	●車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、そのうち1以上を移動等円滑化経路として整備する。													
(4) 公共用歩廊	●公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなど、単に移動の手段として利用されるものをいう。													

01

移動等円滑化経路等

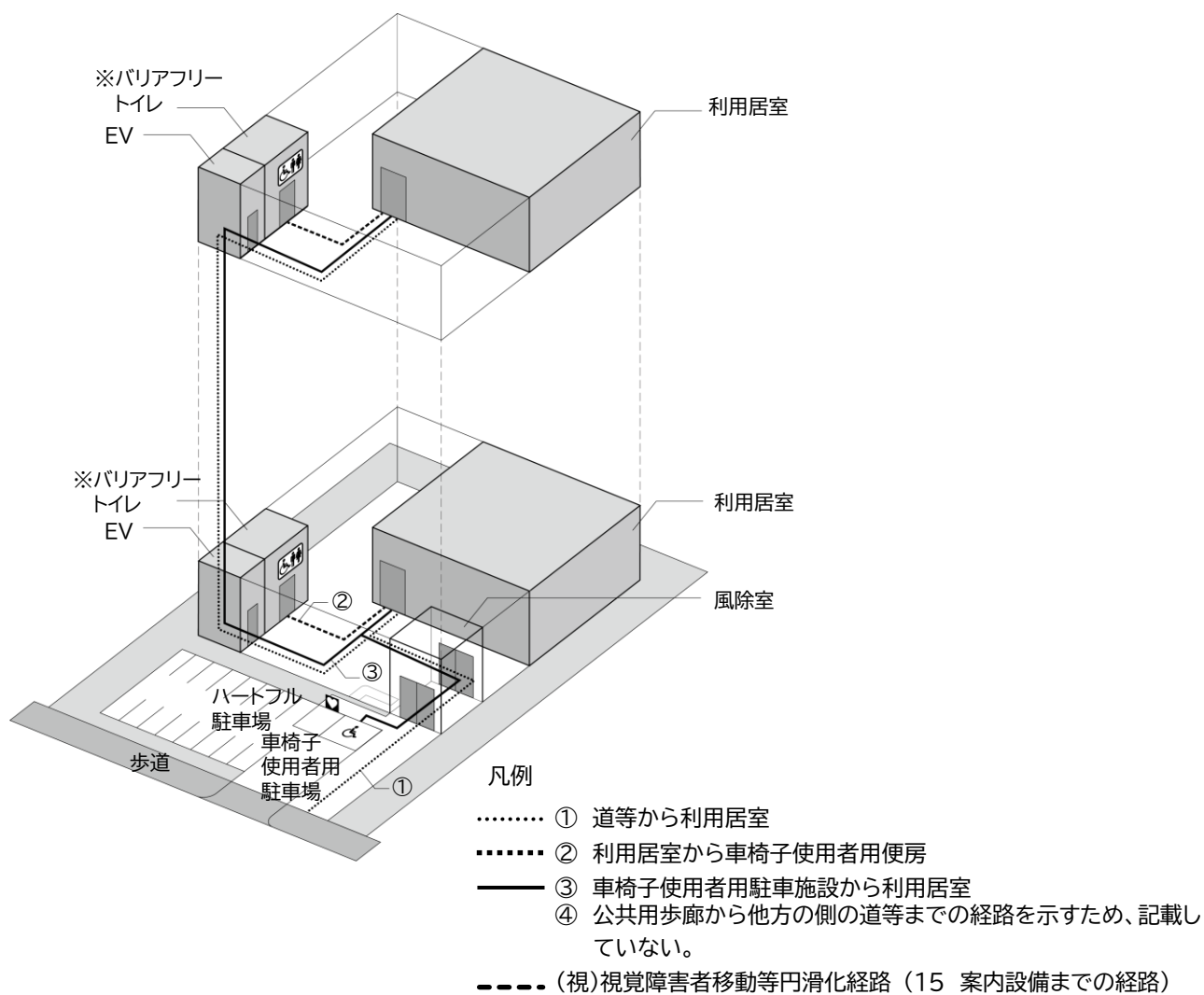
項目	解 説	参照条文等
② 階段又は段の 禁止	●移動等円滑化経路上には、原則階段又は段を設けてはならない。移動等円滑化経路上に段差が生じる場合は、傾斜路又はエレベーター等(以下、「エレベーター等」という。)を設置して段差を解消すること。<u>ただし、以下の場合に該当するときは、段差の解消やエレベーター等の設置を免除する。</u> その1 条例第14条第1項第1号ただし書き - 床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の用途変更をして特別特定建築物とする場合は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置(垂直方向の移動)を免除する。ただし、同一階の経路上における段差(水平方向の移動)については、傾斜路等により解消する必要がある。 その2 条例第14条第1項第2号ただし書き - 床面積の合計が200㎡未満の用途変更をして特別特定建築物とする場合は、経路上における既存の段差解消を免除する。(段差を新設することは不可) この場合において、持ち運び型スロープ等を設置することによって、バリアフリーに配慮することが望ましい。 その3 条例第19条ただし書き - 床面積の合計が500㎡に満たない特別特定建築物で、以下のいずれにも該当する場合は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置を免除する。ただし、同一階の経路上における段差については、傾斜路等により解消する必要がある。 ✓ 直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスが地上階で提供される。 ✓ 車椅子使用者用便房が地上階に設置される。 ✓ 車椅子使用者用駐車施設が地上階に設置される。	令19-2-1 条14-1-1 【図2】 条14-1-2 【図2】 条19 【図2】

図 1 移動等円滑化経路の考え方



配置図兼 1 階平面図

2 階平面図



※バリアフリートイレ…個別のバリアフリー設備（車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等）を備えた各種便房を「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」と呼称。

図 2 移動等円滑化経路の整備が必要となる利用居室

垂直移動が1層分の建築物の場合、本来であれば、施行令第19条第1項第1号かっこ書きの「垂直移動が1層分まではエレベーター設置を免除する」といった規定が適用されますが、条例第19条第1項前段により、当該規定の適用を除外しているため、原則として垂直移動が1層分の建築物であっても、エレベーターの設置が必要となります。(図①～③)

ただし、同項ただし書きにより、床面積の合計が500㎡に満たない特別特定建築物は、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室において提供され、かつ、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設が地上階に設置されている場合に、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置が免除(移動等円滑化経路上の階段又は段の設置を許容)されます。(図⑤～⑥)

なお、ただし書きが適用された場合であっても、同一階における経路上の段差については、傾斜路等により解消する必要があります。

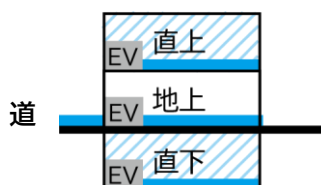
図①
地上階とその直上階に利用居室がある場合



図②
直上階にのみ利用居室がある場合



図③
地上階の直上階とその直下階に利用居室がある場合



図④
地上階にのみ利用居室がある場合

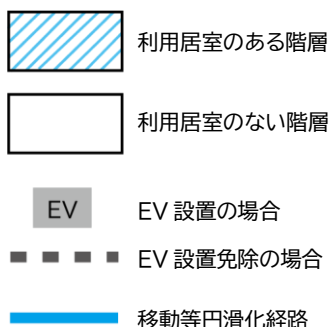
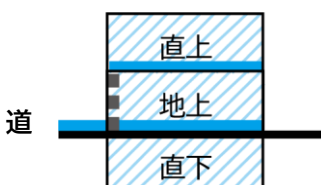


ただし、床面積の合計500㎡未満に限り、エレベーター等の設置を免除

図⑤
地上階とその直上階に利用居室がある場合



図⑥
地上階とその直上階及び直下階に利用居室がある場合



【エレベーター等の設置免除の要件】

- ①～③のすべてを満たすこと。
- 要件① 地上階の直上階又は直下階で提供されるサービスが地上階でも提供できる。
- 要件② 車椅子使用者用便房が地上階に設置されている。
- 要件③ 車椅子使用者用駐車施設が地上階に設置されている。

図3 既存建築物の用途変更に関する免除規定

古民家を飲食店等に、戸建住宅を福祉施設に用途変更するなど、空き家や既存建築物の利活用を促進するため、一定規模未満の用途変更について、条例第 14 条第1号及び2号により、移動等円滑化経路の基準の一部を免除しています。(以下の表を参照)

ただし、当該条項により段差解消の一部を免除した場合であっても、利用者の利便性に配慮して、持ち運び型スロープ等を施設に備え付けるなどの工夫を運営面に取り入れ、同一階内の段差を解消することが望ましいです。

表 バリアフリー整備基準の適用範囲について 凡例…(－)基準を免除 (適用)基準を適用

バリアフリー整備基準			200 ㎡未満	200 ㎡以上 500 ㎡未満	500 ㎡以上
一般基準			適用	適用	適用
移動等円滑化経路の基準	段差解消の基準 (令 19-2-1)	水平	－	適用	
		垂直(他の階へ移動するための EV 等)	－	－	
	廊下の基準 (令 19-2-3)		－	適用	
	傾斜路の基準(令 19-2-4)		－	適用	
	敷地内通路の基準(令 19-2-7)		－	適用	
	主たる出入口の幅の基準(令 19-2-2-イ)		適用 (幅70cm以上へ緩和※)	適用	
	車椅子使用者用便所の出入口の幅及び戸の仕様の基準(令 19-2-2)		－	適用	
	上記以外の基準		適用	適用	

※主たる出入口の幅は80cm以上必要だが、床面積の合計が200㎡未満の建築物の用途変更の場合は70cm以上と基準を緩和している。